

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答)第9期事業計画(令和6年度から令和8年度)では、保険料段階を13段階から15段階に多段階化するとともに、低所得段階(第1段階から第3段階)の本人負担保険料率を引き下げました。第10期事業計画に向け、給付実績の推移を考慮しつつ、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減

免割合を改善してください。

(回答) 国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

- ③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の制度に基づき進めてまいります。

- ④ 介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の制度に基づき進めてまいります。

(2) 介護保険サービス

- ① 要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

(回答) 現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

- ★② どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

(回答) 知多北部広域連合では、特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業はありません。

- ③ 福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

(回答) 国の制度に基づき進めてまいります。

★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ① 介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

(回答) 国の制度に基づき進めてまいります。

- ② 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

(回答) 待機者調査を実施し、実態把握に努め、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

- ③ 要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

(回答) 特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

★(4) 介護人材確保

- ① 介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答) 介護のしごと就職フェアを開催する等市町と連携して実施しています。

- ② 一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

(回答) 国の制度に基づき進めてまいります。

- ③ 8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答) 国の制度に基づき進めてまいります。

- ④ 夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(回答) 必要に応じて実施します。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

(回答)令和6年度より軽度・中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入費補助事業を実施しています。また、加齢性難聴を早期発見するための検診を実施する予定はございません。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

要介護1～5の介護認定を受けた65歳以上の方に、福祉タクシー券を年間24枚(要介護3以上の方は福祉タクシー券又はリフト付福祉タクシー券のいずれかを選択可能)交付することにより、高齢者の外出支援の充実を図っております。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

(回答)(回答)令和9年3月を目途に愛知県の「あいちオレンジタウン推進計画」、国の「認知症施策推進基本計画」をふまえ、認知症のご本人及びご家族の声や、地域の実情を考慮しながら、策定してまいります。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

(回答)現在、認知症高齢者等見守りネットワーク事業を実施しており、登録者のうち、在宅で生活されている方を対象に希望される方には個人賠償責任保険に加入することができます。また、保険料につきましても、市で全額負担していることから更なる拡充については考えておりません。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

(回答)認知症早期発見のための検診を実施する予定はございません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

(回答)従前から事業計画作成に当たっては、公募委員4名を含む24名の委員で構成される介護保険事業計画推進委員会を開催し、傍聴募集を行い、議事録はホームページで公開をしています。また、パブリックコメントも実施しています。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

(回答)介護サービスについては、施設待機者調査を行い施設整備計画を策定する等サービスの安定的な供給を図っています。また、事業所への運営指導等を実施しサービスの質の維持・向上に努めています。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(回答)すべての要介護認定者について、障害者又は特別障害者控除の対象としております。対象となる方には、障害者控除の申請を行うよう、知多北部広域連合から勧

奨通知を送付しておりますので市独自で認定書を個別送付する考えはございません。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)平成30年度より愛知県が国民健康保険の財政運営の主体となり、現在は県の枠組みの中で国保の運営を行っているところです。県は、県内国保の統一的な運営方針を示しており、その中で、国保財政を安定的に運営していくため赤字を解消・削減していく方針としております。本市としましても県の方針に合わせ、税率等の見直しなどに取り組んでいきたいと考えております。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

(回答)国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。国保財政の安定的な運営を行えるように、今後も県の方針に合わせ、税率等の見直しなどに取り組んでいきたいと考えております。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、本市としましても県の方針に合わせ、低所得者世帯のための保険料(税)の減免制度の実施は考えておりません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、本市としましても県の方針に合わせておりますが、国の動向等を注視しながら事業を進めてまいります。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

(回答)収入減少を理由とした減免制度について、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし減免しているところです。前年所得要件等の変更については考えておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

(回答)本市においては、現在、当該措置を行っておりません。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(回答)国保税の滞納者に対しては、生活状況や納付状況を確認し、個々の生活実態に即した納付をお願いしております。

具体的には、各種申請の受付時や面談通知書の送付などの機会を通じて、滞納者の生活実態の把握に努めています。その上で、地方税法に定める滞納処分の停止要件に該当すると判断される場合には、適切に滞納処分の停止措置を実施しております。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(回答)差押えにつきましては、処分可能財産がある場合に限り、処分を行っております。また、預貯金、給与等の差し押さえに際しては、国税徴収法で禁止されている差押禁止額を控除した金額を差し押さえするなどの配慮をしております。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

(回答)平成30年度より、県の枠組みの中で国保の運営を行っておりますので、本市としましても県の方針に合わせて、事業を進めてまいりたいと考えております。

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

(回答)平成30年度より、県の枠組みの中で国保の運営を行っておりますので、本市としましても県の方針に合わせて、事業を進めてまいりたいと考えております。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(回答)新型コロナウイルス感染症に感染された被保険者に対する傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行される令和5年5月7日までの感染分を対象にし、支給しています。そのほかの傷病による傷病手当金制度の創設については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

出産手当金制度の創設につきましても、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(回答)一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)市の広報に掲載、国保課窓口でのご案内等行うことにより周知を図っております。

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

(回答)全加入者への資格確認書の交付を行う予定はありません。保険証廃止後、マイナンバーカードを保険証と紐づけ登録していない方には、保険証の有効期限が到来するまでに、申請によらず資格確認書を送付します。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

(回答)物価の高騰に対応できる手当については、生活保護法に支給する規定はなく、市独自で支給することについても現時点では考えておりません。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

(回答)生活保護受給手続きについて、申請書は相談室の見える場所に設置しております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

(回答) 相談者に対しては「生活保護のしおり」を配布し、周知しております。また、課内の相談支援Gや福祉Gを始めとし、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び各福祉機関・施設の職員や民生委員等と連携し、生活に困窮されている方や不安を抱えている方が、ためらわずに相談・申請できる体制を整えています。このため、現時点では保護申請を促すためのポスター作成は考えておりません。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答) 住居のない方で生活保護の申請をされた場合、一旦、申請者の意向を聞き取り、個室の無料低額宿泊施設に入所していただきますが、居住生活支援事業も利用しながら居宅で生活ができるよう支援しております。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

(回答) 新規受給者については家庭訪問による実態調査を行い、エアコンの有無の確認をし、エアコンが無い場合は基準額の範囲内で設置できるよう支援しております。また、既存の受給者はほとんどの世帯で設置されている状況であり、設置されていない方についても設置できるよう適切に支援しております。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

(回答) 扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、要保護者に扶養義務者の存否を確認し、扶養照会を実施しております。要保護者等からの聞き取りの結果、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された場合など、状況によっては扶養照会しないこともあります。基本的に扶養照会は必要なものであり、今後も実施していきます。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

(回答) 一律的な対応は行っておらず、個々の状況を詳細に聞き取り、対応しております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

(回答) 現在、ケースワーカーは8人で全員正規職員であり、社会福祉法で定める定数に達している状況です。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

(回答) 本市におきましては、現在、1名の女性ケースワーカーを配置しており、単身の女性や母子世帯等のデリケートな相談については、女性ケースワーカーに同席してもらう等、対応をしております。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答) 研修については、愛知県や愛知県社会福祉協議会が主催する研修会への参加や、定期的なケース検討会議を実施し、質の高いケースワークが行えるよう、日々業務に当たっております。また、本市におきましては、現在のところ外部委託化は考えておりません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(回答) 就労支援員については、東海市では配置しておりませんが、ハローワークから職員を派遣していただいております。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

(回答) 最高裁判決に伴う追加給付につきましては、他の自治体と同様に、国から示されている手順に基づき、対応することになります。また、認知症や障がいのある方をはじめ、申請者に対する丁寧な対応に努めてまいります。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

(回答) 本市では、生活困窮者自立相談支援事業を直営で実施し、庁内外の様々な関係機関と連携しております。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

(回答) 本市では、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給の他、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施しております。また、チラシを作成し、ホームページに事業内容の掲載をしております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

(回答) 低所得世帯へは国が非課税世帯等への給付金の支給などで支援しているため、市独自で手当の支給を行う意向はありませんが、本市では家計改善支援事業等の相談を行っております。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

(回答) 社会福祉協議会による生活福祉資金の貸し付けにより対応していることから、熱中症対策という全国的な課題は、国の全国統一制度の中で対応されるべきと考えるため、低所得者に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充の予定はありません。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、子ども医療で18歳到達の年度末までの入通院医療費の助成など、市独自の内容で医療費助成を実施しています。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、18歳到達の年度末までの入通院医療費現物給付を実施しております。また、19歳到達の年度開始から24歳到達の年度末まで、入院医療費の助成(償還払)を実施しています。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持してい

ない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

(回答)東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、市単独事業としてひとり暮らし高齢者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象とした全疾患の入通院医療費の助成などを実施しています。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答)東海市は、母子健康手帳の交付を受けている妊婦に対して、健やかな児童の出生を図るための医療費について助成を実施しています。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)家庭学習が十分でなく、学習習慣が身に付いていない市内在住・在学の中学生を対象にした学習支援教室を平成30年(2018年)8月から開催しております。生徒の居場所をつくるとともに、学習習慣を身に付けることで基礎学力の向上を目指すことを目的とし、無料で学習を支援する場を市内南北2か所で提供しております。小学校低学年から通年で実施する予定は、ございません。

国や県から届くこども食堂に関する情報を、各こども食堂運営者へ提供しています。また、承諾をいただいたこども食堂の情報や、開設や運営にあたり利用できる補助金等の情報を市のホームページに掲載するほか、こども食堂運営者を紹介し、開設準備や運営等の実務について教えていただいています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(回答)令和6年4月に、東海市こども家庭センターを設置しました。こども家庭センターの設置に伴い、統括支援員を配置したことや児童福祉と母子保健の合同ケース会議を開催し、共同で支援する等、連携を密にとり一体的に運営する体制を整備しています。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答)平成25年8月に生活保護基準の見直しが行われたことを受け、就学援助を受けている世帯に影響がないよう、平成26年度より認定基準を生活保護基準の1.2倍未満から1.3倍未満に変更しております。対象基準につきましては、近隣市町の状況等を踏まえて検討してまいります。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(回答)卒業記念品として卒業アルバム代を支給対象としております。また、オンライン学習通信費については、令和4年度より家庭に通信環境のない就学援助認定世帯へモバイルルーターの貸し出しを行っております。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請

できることを周知徹底してください。

(回答)年度途中でも申請できることは、ホームページや学校を通じて周知をさせていただいており、転入者や経済的に困りの方には、その都度、市役所窓口や学校から案内するように徹底しております。支給内容につきましては、近隣市町の状況等を踏まえて検討してまいります。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)小学校につきましては、令和8年4月から給食費負担軽減補助金及び公費負担により、給食費は無償となっております。中学校につきましては、本市として給食費を無償にする考えはありませんが、保護者の負担軽減を図るために、物価高騰分については、一部公費負担しております。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

(回答)修学旅行費については、小学校児童1人当たり3,000円、中学校生徒1人当たり10,000円を補助しております。
また、学校名で出場する中学校体育大会については、参加費、交通費、宿泊費等を補助しております。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(回答)就学前教育・保育施設等の給食費については、国による幼児教育・保育の無償化制度を踏まえた運用を実施しており、全ての就学前教育・保育施設等の給食費を無償化することは検討しておりません。ただし、令和6年度から、市が独自で実施してきた、年齢制限がない第3子保育料及び副食費の無償化の施策を、第2子まで拡大し、また、令和7年度の10月から、第2子以降の認可外保育施設においても保育料及び副食費の無償化を実施しております。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

(回答)一部の幼稚園を除き、就学前教育・保育施設においては、給食の外部搬入は行っておりません。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

(回答)公立保育園においては、国の改正基準を満たす人員配置の経過措置期間として、従来の配置基準で保育を実施している園も一部ございますが、今後の就学前児童数や入所率などを注視し、可能な限り早い時期に、全園で新たな配置基準を満たすことができるよう努めてまいります。また、1歳児及び2歳児における配置基準について、最低基準の6:1に対し、原則5:1で上乗せ配置できるよう、面積基準については、最低基準に準じた取り扱いとしています。また、民間保育事業所については、最低基準以上の基準を求めることは検討しておりません。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

(回答)公立施設の民間への移管は考えていませんが、老朽化している施設も多くな

っているため、市内の保育需要等を見据えながら、民間事業者への施設整備補助を実施し、民間活力の導入を含め、適切な保育の受け皿整備について検討を進めていきます。育児休業を取得した場合において、2歳児以上の在園児の保護者が、育児休業を取得した場合に、条件はありますが、継続入所を認めております。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

(回答)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する指導については、施設の開所時期に関わらず、毎年すべての施設を対象に実地指導を行っており(保育所及び幼保連携型認定こども園については、愛知県が実施する指導監査と併せて実施)、認可外保育施設については、県が指導監査を実施する際に、本市担当職員及び指導保育士等が同行し、施設の実態把握に努めています。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

(回答)乳児等通園支援事業の実施について、現段階では、公立の施設のみ実施しておりますが、対象施設から営利事業者を除外することは考えておりません。また、乳児等通園支援事業を実施する施設には、定期的な訪問を行い、実施状況の把握に努めております。こども誰でも通園制度の実施に向けた環境整備及び職員配置のための補助については、必要に応じて検討します。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

(回答)障害程度及び収入状況に応じた手当額を設定し、公平な支給を行っており、かつ、近隣市町との比較においても平均以上の支給額となっていることから、現時点では増額の予定はありません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

(回答)グループホーム等社会資源の拡充については、新規参入の事業所や市内の社会福祉法人と相談しながら進めてまいります。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

(回答)家賃補助については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、特定障害者特別給付費を支給しています。国や愛知県の動向に注視していますが、市独自での実施は考えておりません。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

(回答)夜間の職員配置については国の基準に基づくものと考えており、市独自での補助の実施は考えておりません。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

(回答) 本人の心身の状況、生活環境、サービスの利用意向等を勘案するとともに、サービス等利用計画案等を踏まえ、個々の状況に応じて必要な支給量を決定しております。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

(回答) 障がい福祉計画において、居宅介護等の障害福祉サービスの必要量を見込み、サービス提供体制の確保に努めております。今後も利用実績や利用者のニーズを把握しながら、必要なサービスを利用できるよう、事業者等と連携し、提供体制の確保に努めてまいります。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

(回答) 移動支援の報酬単価については、障害福祉サービスの報酬単価等を参考に設定しております。今後も国の報酬改定や近隣市町の状況等を踏まえ、適切な単価設定に努めてまいります。

④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

(回答) 保育所への入所を希望する障害児の人数把握及び受入体制の整備に努めてまいります。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

(回答) 児童発達支援サービス利用料及び給食費について、低所得世帯と第二子以降の就学前児童について、市独自で給付しています。あすなろ学園における給食費の無償化については、考えておりません。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

(回答) 児童のセルフプラン率は 1.1%で、ほぼ全てのサービス利用者が、障がい児相談支援を受けている状況です。今後もサービス利用の際、のぞまないセルフプランとならないように、相談支援事業所とつながるよう支援するとともに、基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員の資質向上や人材育成にも努めてまいります。

⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

(回答) 広報紙等を活用し、障害者虐待の防止や相談窓口について周知するとともに、福祉施設従事者や相談支援専門員等を対象とした虐待防止研修を実施しております。また、虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、必要に応じて訪問等により状況を把握し、必要な福祉サービスや相談支援につなげるなど、適切な支援に努めております。虐待が認定された事案については、その要因等を踏まえ、再発防止に向けた必要な対応を行ってまいります。

⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 介護保険に相当するサービスがある場合は、介護保険サービスの利用が原則となりますが、本人の障害特性や必要とする支援の内容等を踏まえ、介護保険サービ

スのみでは必要な支援を受けることができない場合には、必要に応じて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

(回答) 本市では、高齢者用肺炎球菌及び带状疱疹ワクチンにつきましては、66歳以上の定期接種対象者以外の方についても定期接種対象者の方と同様の自己負担額(高齢者用肺炎球菌 1,100 円、带状疱疹生ワクチン 3,000 円、带状疱疹不活化ワクチン 8,000 円)で接種できるようにしています。

高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンのいずれにおきましても生活保護を受けられている方は自己負担額を無料としています。それ以外の方の自己負担額を無料にする予定は現在のところ、ありません。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

(回答) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、令和4年度から年度中に年齢が1歳に達する児に対し1回の助成を実施しております。

子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種については、平成29年度から中学3年生及び高校3年生等の接種に対して助成を実施しております。

带状疱疹ワクチンの任意予防接種に対する助成については、令和5年度から50歳以上の定期接種対象外の未接種者に対して助成を実施しております。

高齢者を対象としたRSウイルスワクチン及び男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種については、現在のところ助成をする予定はありませんが、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答) 産婦健診の助成については既に平成29年8月から、2回実施しております。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

(回答) 令和5年度に国が示した方針をもとに、令和8年度から5歳児健診を実施しております。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答) 妊婦には両親学級にて、産婦には産婦歯科健診を実施しています。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答) 本市では、常勤職員2人体制で業務を実施しております。

9. 地域の保健・医療

- ①公立病院の経営形態を維持してください。

(回答) 西知多医療厚生組合(東海市・知多市)が経営する公立西知多総合病院へは、知多市と共に負担金等での協力を継続してまいります。

- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

(回答) 総合病院である公立西知多総合病院が行う医療従事者の確保や体制整備や、西知多医療厚生組合が実施する看護学生に対する奨学金制度に対し、負担金

等での協力を実施しております。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

(回答)保険者支援等の制度については、今後の国の動向を見ていきますが、現在のところ要望書等の提出予定はありません。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答)年金開始年齢の引き上げにつきましては、年金の繰り下げ請求ができますので要望書等の提出予定はございません。マクロ経済スライドに関しては今年度に行われた財政検証を踏まえた議論の動向を、最低補償年金制度や年金支給の適切なペースについては国内議論の動向をそれぞれ見ていく段階であり、現在のところ要望書等の提出予定はございません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

(回答)国に対し、事業所の経営安定化を図ると共に、保険料負担を抑制するよう財政措置を行うよう要望しています。

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

(回答)令和8年度に処遇改善加算が拡充されましたが、今後も国に対し、処遇改善や介護報酬の引き上げを行うよう要望していきます。

- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

(回答)国に対して引き続き要望していきます。

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

(回答)本市では、令和6年度から軽度・中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入費補助事業を実施しております。

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)令和4年4月1日より18歳年度末まで入通院の医療費を助成しております。

- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)本市として要望書等の提出の予定はございません。

- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

(回答)障害者・児が地域で安心して生活できるよう、「暮らしの場」の確保は重要であると認識しており、市内事業者等と連携し、地域での生活を支える体制の充実に努めております。このため、現時点では、本項目について国に意見書を提出する予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

(回答)現時点では県の動向を注視しているところでございます。要望書等の提出の予定はございません。

- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

(回答)(回答)本市では、令和6年度から軽度・中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入費補助事業を既に実施していることから、愛知県に対する意見書を提出する予定は

ございません。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(回答) 令和4年4月1日より18歳年度末まで入通院の医療費を助成しております。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

(回答) 本市として要望書等の提出の予定はございません。

⑤地域に必要な病床を確保してください。

(回答) 知多半島区域地域医療構想推進委員会での議論について、市としても注視してまいりたいと考えております。意見書等の提出の予定はございません。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

(回答) 県の地域医療介護総合確保基金について、市としても注視し、事業主体が市町村である場合は活用を検討してまいります。

以上